

平成27年6月三木市教育委員会（臨時会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成27年6月26日（金）午後2時00分
- 2 閉 会 平成27年6月26日（金）午後3時30分

◇ 場 所 三木市立教育センター 4階 中研修室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項
 - (1) 議決事項
議案第7号 三木市教育委員会事務局職員の人事異動について
 - (2) 協議事項
協議事項4 図書購入について
- 4 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稻 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事 務 局		教 育 企 画 部 長	永 尾 勝 彦
		教 育 政 策 課 長	大 西 真 一
		文化スポーツ振興課長	堀 内 基 代
		図 書 館 長	伊 藤 真 紀
		教 育 政 策 課 主 査	五 百 蔵 一 也
	教 育 政 策 課 主 事	八 代 醒 典 之	
傍 聴 者		0人	

◇ 会議内容

委員長が議事の進行について、議案第7号は人事案件であるため、三

木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書きの規定により、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

1 開 会

委員長が、平成27年6月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員と稲見委員を指名した。

3 審議事項

(1) 議決事項

(非公開)

【議案第7号】三木市教育委員会事務局職員の人事異動について

議案第7号は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

委員長が、議案第7号について採決を行い、原案のとおり可決された。

(2) 協議事項

【協議事項4】図書購入について

○松本教育長が次のように説明した。

神戸連続児童殺傷事件の加害男性が手記を出版した件について、6月の定例教育委員会会議で稲見委員よりご質問をいただいた。あ
のとき図書館長は、知る権利を保障するのが図書館の役割であり、

リクエストがあれば購入し、貸出しも行くと答弁した。稲見委員からは、遺族感情を無視して出版されており、購入すべきではないというご意見をいただき、私もその意見に賛同した。委員長からは、出版された以上購入すべきではないかというご意見の中で、少なくとも市の図書館協議会での協議に付し、その意見も踏まえて最終判断すべきとのご指摘をいただいた。6月19日に図書館協議会があり、図書館協議会委員の意見としては、購入すべきでないという意見はなかった。購入すべきという意見の中に、何らかの制限を設けるべきとの意見はあった。図書の購入の決定については、本来図書館長の権限であるが、今回はそれを超える問題であることから、私が最終判断をした。結論としては、購入し、通常通り貸出しも行おうという判断をした。記者の取材に対してもそのように答えている。6月24日の朝刊には、県内9市町は購入しない、10市町は購入するが何らかの制限を設けることを検討中、西脇市、小野市、三木市が通常通り貸出しを行うという記事が掲載された。私も遺族の断りもなしに出版されたという出版の経緯については、大いに問題があったと思う。また、遺族にも知らされていなかった事実を無断で公表したことは誠に遺憾に思う。しかし、図書館が購入するかどうかは、あくまで本の中身、内容により判断すべきであると考え。批判的に読む者もあるだろうし、犯罪がどれほど取り返しのつかないものかという視点で読む者もあるだろう。一方で、この本に触発されて反社会的な考えを持つ者もあるかもしれないが、それが図書の性質であり本質である。図書館に置くにあたっては、読む人の良心を信じるしかないということで判断した。

このように、事務局の代表として判断をさせていただいたが、前回の会議で教育委員の皆様から報告事項の中でご意見をいただいていた経緯もあり、改めて今回協議事項として教育委員の皆様のご意見をうかがいたい。

(里見委員長) もうすでに判断を下した事項について、なぜ教育委員会での協議が必要なのか。意見を聞いて、その意見をどのように扱うのか。

(松本教育長) 今回の私の判断については、6月定例会での皆様の意見を踏まえて決定したもので、その判断を変えたくないという思

いはある。しかしながら、我々事務局が誤った方向に進もうとしている場合に、それを正していただくことも教育委員会の機能であるので、今回改めて教育委員の皆様のご意見を頂戴したい。

(稲見委員) 教育長の考えが変わられた理由をお聞きしたい。この本を読まれて180度変わるような理由があったのか。私自身は、本を読まないで議論できないということは、今回当てはまらないという前提で考えている。

(松本教育長) 私の立場で本を読まずして判断することは許されないと考え、本を読んだ。どういう観点で読んだかという、わいせつ性があるかどうか。これについては無いと判断した。次に、人権を侵すことを目的としているかどうか。死者に人権があるかどうかということも考えたが、これはグレーゾーンだと思う。読む人によっていろいろな意見がある部分だと思う。また、出版の過程では遺族の人権を侵しているが、内容については、遺族の人権を侵すような内容ではなかった。これも、そうではないという意見を持つ方もいると思う。これらの観点から、内容的に図書館に置かないとする理由はないと判断した。

(稲見委員) はっきり申し上げて、教育長は遺族の方に対する想像力が極めて欠落していると思う。内容の一つ一つを取り上げて、ここはどうだとか、そういう問題ではない。根本的に遺族を傷つける趣旨はなかったと言われるが、犯罪被害者の人権というのは、時には第一義的に守られるべきものではないのか。特に公立の図書館においては、言論の自由や知る権利よりも、犯罪被害者の人権のほうが上回ると私は考える。

(井口委員) 人権の立場から言うと、稲見委員の言われてることは正論だと思う。ただ、被害者に人権があって、加害者に人権がないかと言うとそんなこともない。

(水島委員長職務代行者) 被害者や遺族の気持ちを考えるといたたまれないという思いはある。しかし、図書館がその本を買わないことがそれほど重要なのかなという考えもある。図書館が買わない

から社会的な影響がないかと言えばそんなことはないし、誰かが読まないということでもない。図書館それぞれに判断があって然るべきだと思う。遺族のことを考えたら本当に悔しい思いをたくさんしていると思うが、そこにだけたってしまったら、見えるはずのものが見えなくなるような場合があるのではないか。

(里見委員長) 三木市にも犯罪被害者を支援する条例があるが、その点からはどうか。

(永尾教育企画部長) 三木市犯罪被害者等の支援に関する条例が、平成25年4月に施行されている。犯罪被害にあわれた市民に対してできるだけの支援をして、精神的に落ち着いていただきたいという趣旨である。

(稲見委員) 図書館協議会で出た意見が、「ランキング1位の本なので関心はある。」等箇条書きで示されているが、もう少し前後の文脈とか、議論の流れを説明していただきたい。

(里見委員長) 私もあわせて聞きたい。「制限の中身を考える必要がある。」とか、「多少は制限すべき。」という意見が示されているが、こんな抽象的な議論では何もわからない。閲覧のみ認めるとか、時間を制限するとか、そういった具体的な意見はなかったのか。

(伊藤図書館長) 館内閲覧のみという意見はあった。県立図書館が閲覧を館内のみに限ると決定したことを踏まえての意見である。しかし、具体的な制限の中身についての掘り下げた議論はなかった。

(里見委員長) 協議会委員の中には、購入すべきでないという意見はなかったのか。

(伊藤図書館長) 購入すべきでないという意見の方は一人もおられなかった。

(稲見委員) 協議会委員には学校現場の代表の方がおられると思うが、

その方から反対の声がなかったことに、私は大変驚いている。

(里見委員長) 水島委員から、三木市が本を置かないことにどれだけの意味があるのかという指摘があった。そして、基準に照らしても置かない理由がないとなった場合、どういう気持ちで本を置かないのかと言ったら、稲見委員が言われたように、被害者の人権が知る権利を上回るからだということになるのだと思う。ただ、いつまで置かないという期間についての問題はあるかもしれないが。

(稲見委員) 三木市が購入することにそれほどの意味があるのかという意見があるが、真実は細部に宿るという言葉がある。私は三木市が1冊の本を購入するかしないか、閲覧に供するかどうかは、非常に大きな問題だと思う。三木市として買わないと示すことで、犯罪被害者の方に、「何もできないけど、せめて寄り添う気持ちは持っています。」というメッセージ性のあるものに成り得ると思う。だから、購入も閲覧もすべきでないと思う。

(里見委員長) 仮に、被害者が三木市民であった場合、購入しないという結論になるのか。

(永尾教育企画部長) 支援する側の立場からすると、その場合は購入しないという判断になる。今回の神戸市長の対応は、被害者が神戸市民であるという前提に基づくものだと考える。

(里見委員長) やはりその点は非常に大きな判断基準だと思う。

(松本教育長) 今後の対応として、私としては今の判断でいかせていただきたい。ただし、教育委員の中でも意見が分かれ、強い反対意見がある中での苦渋の判断であるという形で説明をさせていただきたい。

(里見委員長) もう一つ確認したいが、図書館協議会の議事録は公開されているのか。

(松本教育長) 図書館協議会はいくまで図書館長の諮問機関であるため、議事録の公開義務はない。しかし、公開請求があれば議事録は出さなければならないと考える。

(里見委員長) 我々5人の中でもこれだけ意見が分かれて、遺族に配慮すべき等の意見が多数出ているのに、図書館協議会ではそういう意見が弱かったというのは、少し寂しい気もする。

(稲見委員) 図書の購入の決定について、図書館長の専権であると言われれば、残念だがその判断を尊重する。しかし、今回教育委員会の協議事項としてあがってきた以上は、教育委員会として白黒つけるべきである。採決していただきたい。

(里見委員長) 議案として上程されなければ採決はできない。また、図書の購入について、教育委員会が決定すべきなのかという大きな問題もある。

(稲見委員) 今回の問題は特例中の特例だと思う。我々は独立した執行機関である以上、それぞれ賛否を表明し決定すべきである。

(里見委員長) 会議の冒頭に、協議事項で議論する前提を確認した。事務局としての判断はしたが、やはり教育委員の意見を改めて聞く必要があるということであった。最初の段階であれば、稲見委員の言うように採決することもできたかもしれないが、今回は本当に特殊な例であると理解してもらいたい。

(稲見委員) 遺族に対する思いと知る権利とを、我々は天秤にかけなければいけないと思う。しんどいけれども、本当は市長が判断することなのかもしれないけど、我々が教育委員として、教育委員会の判断はこうなんだということを示すことが必要である。

(里見委員長) 協議事項は協議をするためのものであって、採決するためのものではない。だから採決することはできない。ただし、稲見委員が言われることもよくわかる。このような重大な事項を、教育委員会にかけることなく判断したという手続き上の問題は厳

に認識しておいてほしい。

(稲見委員)会議の進行は委員長の権限であるので従う。教育長には、教育委員の中に反対意見があったというだけでなく、犯罪被害者の人権を尊重すべきであるという意見があった点は、必ず説明していただきたい。三木市が、この図書を購入も閲覧もしないことによって犯罪被害者に心寄り添っていくべきなのに、このような形で図書を無制限に買って閲覧に供するという事は、極めて残念である。

(里見委員長)結論を出すわけではないが、今回ここまで議論を尽くすことができ良かったと思う。

4 閉 会

委員長が、平成27年6月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。